

# 公の施設の指定管理者制度導入にかかる基本指針

## 1. 背景

公の施設は、公共の利益のために多数の住民が利用することを目的として設置されており、その適正な管理を確保するため、管理の委託先については、公共団体、公共の団体や監督可能な出資法人に限り、いわゆる「管理委託制度」によって運営を行ってきた。

平成15年6月の地方自治法の改正において、多様化する市民ニーズに、より柔軟かつ効果的に対応していくため、公の施設の管理に民間事業者の有する優れたノウハウを活用し、住民サービスの向上とともに、経費の削減、収入の増加等を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設され、法人その他の団体で当該普通公共団体が指定するものに公の施設の管理を代行させることが可能となった。

本指針は、指定管理者の選定手続きにおいて、透明性を高めるとともに、運営における指定管理者との適切なリスク分担を図りながら、制度運用の持続的改善を進めていくための基本的な方針を定めるものである。

## 2. 基本的な考え方

この制度の導入・移行に伴う、直営又は指定管理者制度の選択及び指定管理者の選定及び公募等に関しては、下記の基本的な考え方に基づき、施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められる方式を採用し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

### (1) 公の施設の管理運営のチェック

全ての公の施設を直営で運営するか、指定管理者制度に移行するかについては、下記項目をチェックし、該当項目が多い施設については、指定管理者制度に適合するものとして速やかに指定管理者への移行を検討するものとする。

- ① 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がなく、又、プライバシーの遵守、守秘義務の履行、利用にあたっての平等性の確保などに問題を生ずる恐れがない。
- ② 民間事業者等に任せることにより、利用ニーズにあった開館日、開館時間の設定など柔軟な運営管理による市民サービスの充実が期待できる。
- ③ 民間事業者等に任せることにより、行政コストの削減が期待できる。

- ④ 民間事業者等が同様または類似のサービスを実施している。
- ⑤ 施設が提供するサービスの専門性、特性、施設の規模等を勘案して、民間事業者の運営が可能である。
- ⑥ 利用料金制度を導入することにより、運営の改善が期待できる施設である。

## (2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定を行うに当たっては、原則公募によることとし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成する観点から、法人その他の団体を問わず、広く募集の上、指定管理者を指定する。

なお、現行の管理委託団体においても例外ではなく、当該団体の必要性、役割についても原点に戻った検討を行うとともに、一層の専門性やサービスの向上、経営の合理化を図るものとする。

ただし、以下の場合については、特定の団体を指定することができる。

- ①市民参画・協働のため、地域の人材を活用する場合や特定施策の一体的な推進のため、特定の団体以外ではその推進が困難であると認められる場合。
- ②併設の施設において、一体的に管理した方が、安定的・効率的に運営できると認められる場合や、PFI法の活用により、一定期間、施設の管理運営を特定団体に指定する場合。
- ③公募による応募がなかった場合や選定基準を満たす応募者がなかった場合。

## (3) 利用料金制の導入

指定管理者の収入が指定管理委託料のみで、その金額が一定の場合、指定管理者による努力は直接的に収益の増加につながらない。さらに指定管理者にとっては施設利用が増えるほど費用が増加する（利益が減少する）逆インセンティブの問題も発生する。

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる利用料金制を導入することができる。利用料金制は、適切なインセンティブを与えることにより指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすることを目的とする。

よって、指定管理者の自主的努力による利用料金収入の増加や経費の縮減、施設稼働率やサービスの向上が期待できる施設については、原則として利用料金制を導入するものとする。

### 3. 指定管理者の選定の手続き

- ① 募集の方法としては、市広報紙・市ホームページ・エフエムいたみ・ケーブルテレビ等、多様な媒体を活用し、幅広く周知を図るものとする。
- ② 募集にあたっては、募集要項を作成し、指定管理者の募集目的、管理を行う施設の名称及び所在地、施設の概要、指定管理者が行う業務の範囲、指定予定期間、応募期間、応募方法、選考方法等の情報提供を行う。
- ③ 募集の期間は、原則として1カ月程度とする。
- ④ 募集にかかる事務は、施設を所管する部局において行う。
- ⑤ 指定期間は管理業務を開始する日から起算して概ね3年から5年とする。

### 4. 指定管理者の選定

- ① 各部局毎に指定管理者選定委員会を設けるものとする。選定委員会の委員は、部局内及び部局外から選出するほか、必要に応じて有識者等を外部委員として加えるものとする。
- ② 選定委員会は、応募資格・条件等を定めるとともに、選考に当たっては、次の観点に照らし、総合的に最も適当と認められる法人その他の団体を指定管理予定者として選定することとする。
  - ・施設設置の目的が達成できるか
  - ・市民の平等利用が確保できるか
  - ・施設の効用を最大限に発揮するとともに経費の縮減が図れるか
  - ・事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているか
  - ・施設運営に市民の声が反映される仕組みが確立されているか
  - ・指定管理者が設定する利用料金が適切な水準となっているか
  - ・環境に配慮する運営を目指しているか
  - ・障害者の雇用など福祉対策に取り組む運営を目指しているか
  - ・守秘義務をはじめ個人情報の取り扱いに関する考え方が確立されているか
- ③ 選定委員会は原則非公開とする。
- ④ 選定結果は応募者全員に書面で通知し、選定理由を公表する。
- ⑤ 選定委員会にかかる事務は、施設を所管する部局において行う。
- ⑥ 選定委員会で選定した指定管理予定者は、市議会での議決を経たのち、指定管理者として告示する。
- ⑦ 管理に関する実施細目及び管理費用等の確認のため、毎年度協定書を締結する。